

大磯町既存住宅断熱リフォーム補助金交付要綱

令和8年6月17日

大磯町告示第73号

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーや省エネルギー等の普及を促し、家庭部門から排出される二酸化炭素量の削減及び地球温暖化対策を推進するため、町内の各家庭で行う断熱リフォームの改修費に係る補助金の交付について、大磯町補助金等交付規則(昭和33年大磯町規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 断熱リフォーム 住宅の天井、壁、床等の断熱施工及び開口部の断熱施工(窓の交換、内窓設置、ガラスの交換等)を行うことで、外気の温度を室内に伝えにくくする住宅の改修方法をいう。

(2) 町税等 次に掲げる町税をいう。

ア 町県民税・森林環境税(普通徴収)

イ 固定資産税

ウ 軽自動車税

エ 国民健康保険税

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、既存住宅の断熱リフォーム事業であり、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 次に掲げる要件に適合する住宅であること。

ア 町内の既存住宅(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第2条第2項に規定する新築住宅以外の住宅)で、補助事業完了後は、補助事業者が常時居住すること。

イ 耐震性を確保した住宅(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4に規定する基準をいう。)又は現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの(当該年度内に施工完了するものを含む。)であること。

(2) 補助対象住宅に対し、指定する補助対象製品(国等の補助金において製品として登録されている窓、ガラス及び耐熱材をいい、全て未使用品であるものに限る。)を用いた事業であって、次に掲げるいずれかの改修工事を行う事業であること。

ア 1つの居室において外気に接する全ての窓の改修工事を行うもの。

イ 1つの居室において外気に接する全ての壁、天井又は床の改修工事を行うもの。

ウ 複数の居室において外気に接する全ての窓の改修工事を行うもの。

エ 複数の居室において外気に接する全ての壁、天井又は床の改修工事を行うもの。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付決定前に着手した工事については、補助の対象としない。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、自ら居住し、又は居住を予定している町内の既存住宅に対し断熱リフォームを実施する個人であって、次の各号全てに該当するものとする。ただし、過去に大磯町既存住宅断熱リフォーム補助金交付要綱による交付を受けた者は、補助を受けることはできない。

- (1) 大磯町に居住している者又は居住する予定の者で、補助対象事業完了時に大磯町に住民登録があること。
- (2) 町税等に滞納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費であって、次に掲げるものの合計金額とする。

- (1) 材料費 補助対象事業の実施に必要な建築材料の購入に要する経費
- (2) 工事費 補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1の額とする。ただし、5万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条第1項の交付申請は、大磯町既存住宅断熱リフォーム補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、補助対象である断熱リフォーム工事に着手する前に行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 改修工事に係る契約書の写し又は見積書の写し(工事着手予定日、工事完了予定日及び補助対象経費が明記されているもの)
- (2) 国等の補助金の補助対象製品一覧(設置する補助対象設備の登録型番掲載箇所)
- (3) 改修工事を実施する場所の地図
- (4) 補助対象住宅を表示した関係図面(補助対象住宅の建築図面(平面及び立面図))
- (5) 改修工事予定箇所の現況のカラー写真(工事前の写真(図面上に改修工事箇所を明記すること。))
- (6) 同意書(補助事業者以外に補助対象住宅の所有者がいる場合)
- (7) 町税等を完納していることを証する書類又は町税等状況確認同意書
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、規則第4条第1項の規定により交付又は不交付の決定をしたときは、規則第5条の規定により、大磯町既存住宅断熱リフォーム補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付することができる。

（補助事業等の変更等）

第9条 補助事業者は、補助対象事業の内容に変更が生じたときは、速やかに大磯町既存住宅断熱リフォーム補助金変更承認申請書（第3号様式）に変更内容を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、当該提出を省略することができる。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、結果を大磯町既存住宅断熱リフォーム補助金変更承認（不承認）通知書（第4号様式）により、補助事業者通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに大磯町既存住宅断熱リフォーム補助金中止承認申請書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、結果を大磯町既存住宅断熱リフォーム補助金中止承認（不承認）通知書（第6号様式）により、補助事業者通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、大磯町既存住宅断熱リフォーム補助金実績報告書（第7号様式）により、補助対象事業の完了の日から30日以内に行わなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助対象経費の費用を支払ったことが分かる領収書及び内訳書の写し
- (2) 補助対象製品の設置状況を示すカラー写真
- (3) 住民票（発行日から3か月以内のもの）
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、規則第10条の規定により交付すべき額を確定したときは、大磯町既存住宅断熱リフォーム補助金確定通知書（第8号様式）により補助事業者通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 規則第11条の交付請求は、大磯町既存住宅断熱リフォーム補助金交付請求書（第9号様式）によるものとする。

（取得財産の管理及び処分）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければな

らない。

- 2 補助事業者は、設置の日から起算して10年を経過するまでは、町長の承認を受け
ないで取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又
は担保（以下「処分」という。）にしてはならない。
- 3 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分
に関する大磯町既存住宅断熱リフォーム取得財産処分承認申請書（第10号様式）を
町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査の上、取得財産の処分
の可否を決定し、その結果を大磯町既存住宅断熱リフォーム取得財産処分承認（不
承認）通知書（第11号様式）により、補助事業者に通知するものとする。
- 5 町長は、第4項に定める事項について、必要があると認めるときはその管理及び
運用の状況を調査することができるものとする。

（決定の取り消し）

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた
ときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。
- (4) 第9条第3項及び第4項の規定により補助対象事業を中止するとき。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当
該取り消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、期限を定めて
その返還を命ずるものとする。

（町の施策等への協力等）

第16条 町長は、補助事業者に対し、必要に応じてデータ等の提供その他の協力を求
めることができるものとする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が
別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。